



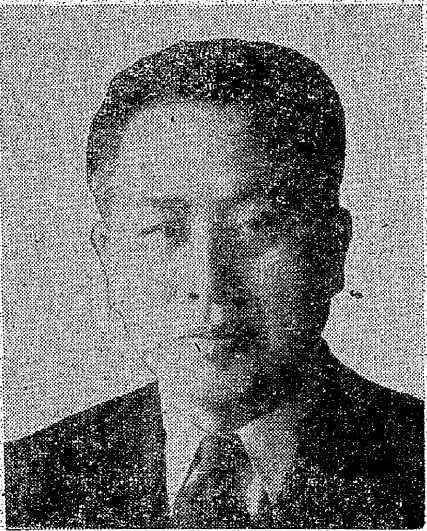
発行所
三池炭鉱労働組合
大牟田市不知火町2
電話 3033番
7140番
編集人 北岡 隆

今日の投票日には一人の棄権者も出さないよう全員投票しよう
(本号は二頁です)

平和の働く者の代表に一票を

明るい政治と豊かな生活を

総選挙の投票日をいよいよ迎えたわれわれは激しく苦しい三池闘争をたたかいつつながら、新安保体制と対決する総選挙に全力を向けて努力を結集してきたが、その結果が今日はいよいよ明らかになるのである。



福岡三区
田中 稔 男

重要な政治的意味をもつ選挙であり、その審判の日が今日である。われわれは当面する十一万人の闘争に全力をあげてたたかうことにもちろんであるが、新安保体制の維持とたたかわれるこの総選挙闘争についても、合理化闘争との結合をはかり、根本的には独占資本と政府の政策そのものを問題としてたたかわないが、今日の苦難な状態を解決することにはないものである。

みんなの一票で安保粉砕を!

今日まであらゆる悪条件を克服してたたかいてきた。いよいよ今日まで果敢にたたかってきた。いよいよ今日まで果敢にたたかってきた。いよいよ今日まで果敢にたたかってきた。

全国民によってたたかかれた安保反対のたたかいによって、われわれは岸内閣を退陣させ、アイク訪日を阻止する力をしめした。岸内閣の後をついだ池田内閣は総選挙までの暫定内閣にすぎなく、こんどの総選挙こそが安保改定を強行して平和を破壊し、安保体制下のクビ切り合理化を強行する自民党内閣を、国民が審判する



熊本一区
坂本 泰 良

最近の最高裁判決が目にあまるほどいものであることは良識のある人はひとしく認めている。砂川事件での伊達判決破棄、また今年七月の公安条例合憲判決など、安保体制強化と労務組合をはいじめ大衆運動を抑圧するための判決は政治権力にこびたものといえる。十月二十四日、反動の名をほしきままにした田中長官が辞めたあと二十五日には新しい最高裁判長官として横田喜三郎が就任した。いよいよ本日、この横田新最高裁判長官以下八人の裁判官について国民審査が行なわれるが、彼らの思想、過去の罪状を知つて今度こそ全員罷免にまでもつていかなければならない。次にあげるのは、国民審査の対象となる、裁判官の略歴と主な判決に対する態度である。

全員に×印の罰点を

八裁判官の略歴と判決態度

総選挙とあわせて行なわれる最高裁判所裁判官の国民審査の意義は非常に大きいにもかかわらず選挙戦のあつたさの中でもとすろと忘れられがちである。過去の国民審査でも、最高裁判官の罷免を要求する票が革新政界を支持する票数を下まわつていのが実状である。

石坂修一

大正八年、東大卒、以来裁判官をつつてい。戦後は東京高裁判事、仙台、広島、名古屋、大阪の各高裁判事、松川事件における石坂書簡の本人として有名である。それは松川裁判の第二審で有罪判決をした鈴木裁判長にあつた手紙で裁判官としての不適格性をばくろしたものである。砂川事件については、多数意見よりもつと悪く「憲法九条は自衛権行使のための軍備を禁止してはいないものではない」といっている。

小谷勝重

大正三年、法大卒、昭和二十二年最高裁判事となるまで三十二年間、弁護士としていた。このため、在野出身の判事として人権感覚はある。しかしこの人権感覚も市民権的市民的の権利に限られ、労務者の権利である団結権、団体行動権に対してはすべて違憲としてい。基本的な人権の中で特に重大な意味をもつ集会、デモの制限についての公安条例事件の判決でこの制限を合憲としている。砂川事件では駐留軍や行政協定については合憲といつてい。条約にも違憲審査権は及ぶという意見を出している。

島 保

大正五年、東大法卒、昭和十二年最高裁判事となるまで東京地方裁判所、司法省刑事局、司法大臣官房調査課、東京控訴院と歴任した。二十一年五月の食糧メーデーの際のいわゆるプラカード事件では、新憲法下でも天皇不敬罪は成立するといひ、親殺し事件では、子の親に対する道徳的義務を重視し、親殺し重罪規定を擁護している。その他、公務員のスト禁止事件、砂川事件、公安条例事件など最高裁の反動的判決のすべての多数意見に加わつている。

反安保勢力結集

一九六〇年十月二十四日現在における衆議院の勢力分野を表示すればつぎの通りである。自民党二八三、社会党一二二、民社党四〇、共産党一、無所属二、欠員一九計四六七。この数で明らかになつて現行憲法の改憲を阻止するために必要な国会における議席数は、衆議院四六七名の三分の一、一五六名である。

自民党としても今次選挙は絶対に敗れられない選挙戦として、特に情勢が緊迫していればい選挙戦として、恥も外聞もかまわず買収と脅迫と謀略でばく大な選挙資金をつかつてきた。われわれはこの選挙闘争を通じて、安保闘争と三池闘争で盛上つた全国的なエネルギーを反安保勢力に結集するときはである。

でわれわれは階級政党的発展に力をそそいできた。われわれは今日まで敵階級の攻撃から、われわれの生活と権利を守るため努力してきた。組合員全員が、今日の情勢を考慮し、労務運動の前進と民主勢力の前進のために総力を結集しなければならぬ。

これは今日の投票日をむかえたのである。安保体制下のクビ切り合理化に対決し、安保改定をめぐすためには、われわれの推薦候補は絶対に落さぬ。主権会では、投票を二日前にした十八日午前十時から評議員会をひらき、こんどの方針を討議したが、とくに選挙闘争には推薦候補の勝利をめざして総力をそそぐことを誓ひあつた。われわれの団結の力が輝ける成果をあげるように、投票を前に、あらためて決意を誓ひあおう。

藤田八郎

大正六年東大法卒。昭和二十二年最高裁判事となり、今日まで約四十年裁判官生活を送つてい。裁判官には珍らしく人権感覚はすぐれている。殊に、公安条例事件では一人これに違憲としたため自民党からはきられてい。しかし、砂川事件では条約に対する裁判所の審査権を否定している。労務者の団交権なども否定している(二七・一〇・二二判決)。

河村又次

大正八年東大法卒。現在の裁判官の中でただ一人の憲法学者、戦前は進歩的学者だったが、二十二年最高裁判事になつてからは反動的な判決の多数意見にすべて従つてい。

以上のような性格と判決態度をとつてきた。

こんどの国民審査では、全員を不適格として×印をつけよう。ただ注意しなければならぬことは、自紙のまま〇も×もつけないで〇と×の信任になるので、必ず×印をつけることである。